

## 施設整備に係る基本的事項（案）

### 第1節 計画処理量の設定

#### 1. 将来のし尿及び浄化槽汚泥等搬入量

令和6年度に策定した「新処理施設整備基本構想」において、将来のし尿及び浄化槽汚泥等搬入量を推計しているが、計画施設における整備方針決定に当たっては、直近データを考慮する必要があるため、改めて搬入量を推計した。

将来のし尿及び浄化槽汚泥等搬入量は表3.1.1及び図3.1.1に示すとおりである。

表3.1.1 し尿及び浄化槽汚泥等搬入量の推計値

(単位 : kL/日)

区分	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
し 尿 量		7.7	7.3	6.9	6.5	6.2	5.8	5.4	5.2	4.8	4.6
浄 化 槽 等 汚 泥 量		78.2	77.8	77.2	76.7	75.7	75.1	74.5	74.1	73.4	72.9
単独処理浄化槽汚泥量		8.1	7.6	7.2	6.9	6.5	6.1	5.8	5.5	5.1	4.8
合併処理浄化槽汚泥量		59.7	59.8	59.7	59.6	59.0	58.9	58.8	58.7	58.5	58.4
農業集落排水施設汚泥量		10.4	10.4	10.3	10.2	10.2	10.1	9.9	9.9	9.8	9.7
搬 入 量 合 計		85.9	85.1	84.1	83.2	81.9	80.9	79.9	79.3	78.2	77.5
内訳	笠 間 市	55.7	55.1	54.5	54.0	53.5	53.0	52.4	52.0	51.5	51.0
	茨 城 町	30.2	30.0	29.6	29.2	28.4	27.9	27.5	27.3	26.7	26.5

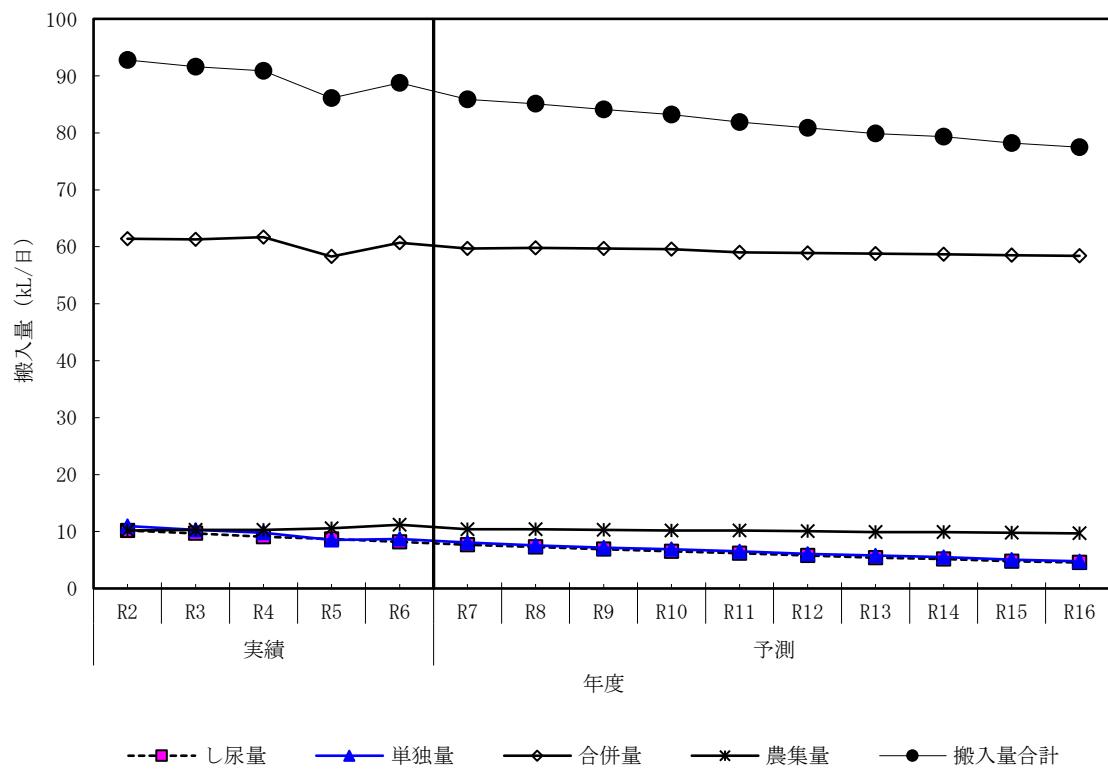


図3.1.1 し尿及び浄化槽汚泥等搬入量の推移

## 2. 計画月最大変動係数

月最大変動係数とは、搬入量の変動を月単位に把握し、最も多い月の搬入量が年間平均搬入量に対してどれだけ多いかを示す数値である。変動する搬入量に対して処理施設が持つべき十分な処理能力とは、将来の搬入量に月最大変動係数を乗じた数値(施設の必要規模)となる。

過去3年間（令和4～6年度）の月最大変動係数は、表3.1.2に示すとおりである。

計画月最大変動係数の一般的な値は1.15であり、本組合における過去3年間の平均値（1.17）はこれを上回っている。今後もこの傾向は継続するものと考えられるので平均値を用いて設定する。

計画月最大変動係数 : 1.17

表3.1.2 月最大変動係数の実績

	年 度 别									月最大 変動係数 平均値	
	R4年度			R5年度			R6年度				
	総搬入量 kL/月	月間日平均 搬入量 kL/日	月変動 係数	総搬入量 kL/月	月間日平均 搬入量 kL/日	月変動 係数	総搬入量 kL/月	月間日平均 搬入量 kL/日	月変動 係数		
月別搬入量実績	4月	2,976.6	99.2	1.09	2,562.1	85.4	0.99	2,800.4	93.3	1.05	
	5月	2,683.4	86.6	0.95	2,653.1	85.6	0.99	2,819.9	91.0	1.02	
	6月	3,096.8	103.2	1.14	2,745.6	91.5	1.06	2,721.6	90.7	1.02	
	7月	2,620.2	84.5	0.93	2,486.5	80.2	0.93	2,864.9	92.4	1.04	
	8月	2,759.9	89.0	0.98	2,538.0	81.9	0.95	2,457.4	79.3	0.89	
	9月	2,428.0	80.9	0.89	2,321.1	77.4	0.90	2,357.2	78.6	0.88	
	10月	2,554.7	82.4	0.91	2,585.9	83.4	0.97	2,703.5	87.2	0.98	
	11月	2,654.7	88.5	0.97	2,577.7	85.9	1.00	2,545.4	84.8	0.95	
	12月	2,931.1	94.6	1.04	3,051.6	98.4	1.14	3,063.9	98.8	1.11	
	1月	2,306.8	74.4	0.82	2,476.9	79.9	0.93	2,349.0	75.8	0.85	
	2月	2,772.7	99.0	1.09	2,689.8	92.8	1.08	2,556.1	91.3	1.03	
	3月	3,371.4	108.8	1.20	2,814.5	90.8	1.05	3,191.6	103.0	1.16	
	計	33,156.30	—	—	31,502.80	—	—	32,430.90	—	—	
	年間日平均	90.80	—	—	86.10	—	—	88.90	—	—	
	月最大変動係数	—	—	1.20	—	—	1.14	—	—	1.16	
										1.17	

注) R5年度は、うるう日を含む。

### 3. 施設必要規模

施設必要規模は、各年度の搬入量合計に計画月最大変動係数を乗じて求める。

将来における施設必要規模は、表3.1.3～表3.1.4及び図3.1.2に示すとおりである。

表3.1.3 施設必要規模

(単位 : kL/日)

年度 区分	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
し 尿 量	7.7	7.3	6.9	6.5	6.2	5.8	5.4	5.2	4.8	4.6
淨化槽等汚泥量	78.2	77.8	77.2	76.7	75.7	75.1	74.5	74.1	73.4	72.9
単独処理淨化槽汚泥量	8.1	7.6	7.2	6.9	6.5	6.1	5.8	5.5	5.1	4.8
合併処理淨化槽汚泥量	59.7	59.8	59.7	59.6	59.0	58.9	58.8	58.7	58.5	58.4
農業集落排水施設汚泥量	10.4	10.4	10.3	10.2	10.2	10.1	9.9	9.9	9.8	9.7
搬 入 量 合 計	85.9	85.1	84.1	83.2	81.9	80.9	79.9	79.3	78.2	77.5
計画月最大変動係数	1.17	1.17	1.17	1.17	1.17	1.17	1.17	1.17	1.17	1.17
施 設 必 要 規 模	101	100	99	98	96	95	94	93	92	91

表3.1.4 施設必要規模のし尿、浄化槽汚泥等の割り振り

(単位 : kL/日)

年度 区分	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
施設必要規模	101	100	99	98	96	95	94	93	92	91
内訳	し尿	9	9	8	8	7	7	6	6	6
	浄化槽汚泥	92	91	91	90	89	88	87	86	85
	農業集落排水施設汚泥	13	13	12	12	12	12	12	12	12
	農業集落排水施設汚泥以外	79	78	79	78	77	76	75	74	73

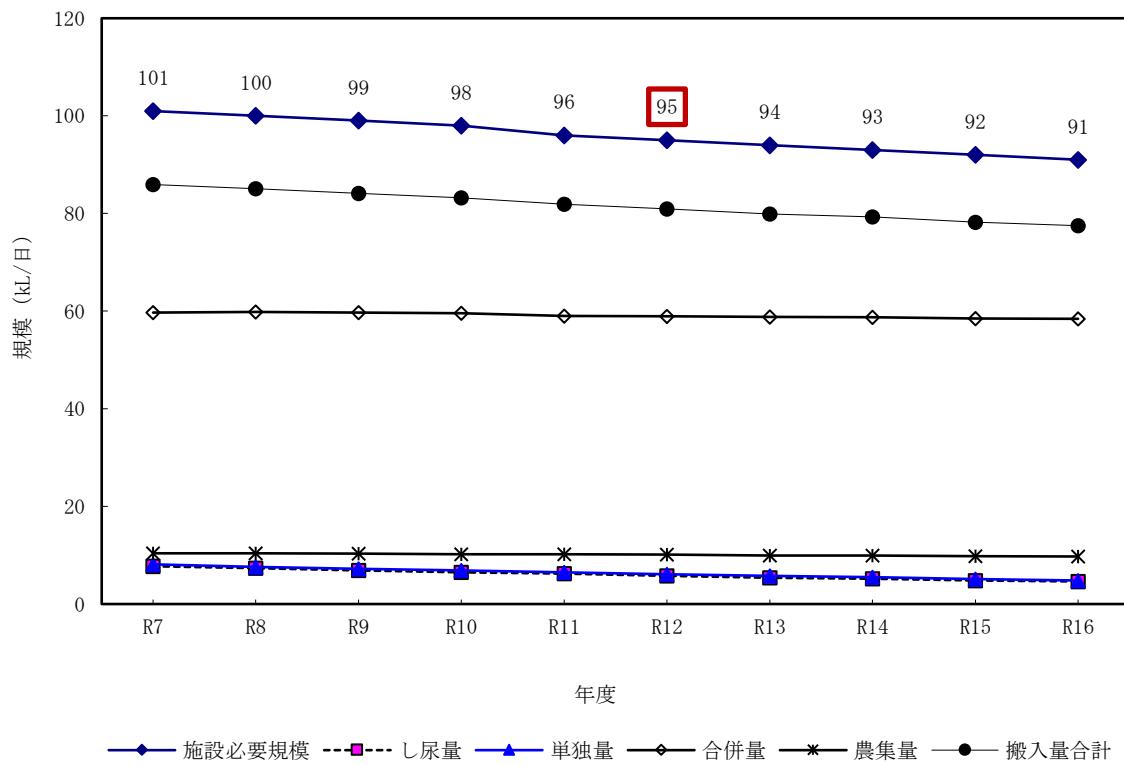


図3.1.2 必要整備規模の推移

#### 4. 計画目標年度と施設整備規模

施設必要規模は、年々減少すると推計されている。

計画施設の稼動開始年度は令和12年度を予定していることから、施設必要規模は、施設整備直後が最大となる。

以上から施設整備規模を以下のとおり設定する。

計画目標年次と施設整備規模	
稼動開始年度	令和12年度
計画目標年次	令和12年度
施設整備規模	95kL/日 (し尿 : 7kL/日) (浄化槽汚泥 : 76kL/日) (集落排水施設汚泥 : 12kL/日)

## 第2節 計画性状の設定

汚泥再生処理センターの整備に係る関係法令、手続き、最新の処理技術などを解説している「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領2021改訂版（社団法人全国都市清掃会議）」（以下「計画・設計要領」という。）によると、し尿及び浄化槽汚泥の性状は、原則として実態調査から得られた統計処理数値を用いるとしている。また、環境省では、「汚泥再生処理センターの整備に当たっては、資源化設備の処理能力が適切なものとなるよう、収集し尿及び収集浄化槽汚泥の性状値の実態調査を適切に行うなどして処理する汚泥量を適切に推計するなどした上で、その結果を施設計画に反映させて、妥当な性能及び規模の設備が整備されるよう徹底すること。」（環循適発第19020511号（環境省通知、平成31年2月5日）と通知している。

しかし、これまで本組合及び現組合では既存施設の搬入し尿等の実態調査を行っていない。そこで本計画において、既存施設に搬入されるし尿等の実態調査を行い統計処理した上で、計画施設における搬入性状を設定する。性状の設定項目は、pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Cl<sup>-</sup>とする。また、参考として、圏域に10施設ある農業集落排水施設汚泥の性状の実態調査を行う。

### 1. 搬入し尿等の実態調査

#### （1）試料採取日と採取場所

##### ア. 搬入し尿等

###### （ア）採取日及び検体数

令和7年5月26日～7月29日の間に20検体採取した。

###### （イ）採取場所

採取場所は、図3.2.1のとおりドラムスクリーン移送ポンプ流入側の洗浄用ドレンバルブから採取した。当該採水場所の搬入物は、除渣前のし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水施設汚泥の混合物であるとともに、貯留槽により一定の均一化が図られたものとなる。

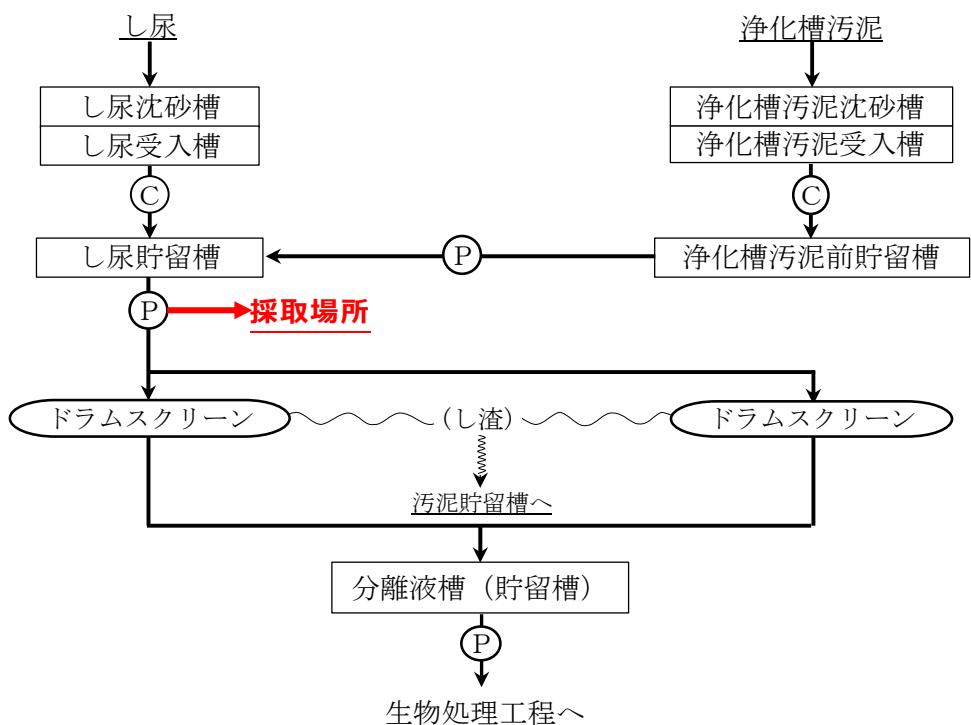


図3.2.1 既存施設のし尿等の採取場所

#### イ. 農業集落排水施設汚泥

##### (ア) 採取日及び検体数

令和7年7月9～16日の間に施設ごとに1検体（全10施設）採取した。

##### (イ) 採取場所

各施設とも農業集落排水施設汚泥として引抜きを行う水槽（汚泥貯留槽又は汚泥濃縮槽）から採取した。

#### (2) 搬入し尿等の実態調査

既存施設の搬入し尿等の分析結果及び平均搬入量（貯留槽による均一化を想定し、搬入日を含めた3日分）は、表3.2.1に示すとおりである。

表3.2.1 試料採取時における搬入混合物性状及び平均搬入量

年月日	p H (-)	B O D (mg/L)	C O D (mg/L)	S S (mg/L)	T - N (mg/L)	T - P (mg/L)	C l <sup>-</sup> (mg/L)	搬入量*		
								し尿 (kL/日)	浄化槽汚泥 (kL/日)	合計 (kL/日)
R7.5.26	6.8	4,400	4,100	8,100	730	110	230	35.2	56.6	91.8
R7.5.28	6.9	5,300	5,300	11,000	890	130	250	44.6	86.6	131.2
R7.6.2	6.7	3,800	3,500	6,500	830	81	220	27.3	61	88.3
R7.6.3	7.1	5,100	4,400	8,400	850	110	330	31	54.8	85.8
R7.6.9	7.0	4,300	3,800	8,000	900	140	310	41.2	59.5	100.7
R7.6.10	6.9	4,200	4,700	10,000	870	140	270	41.8	57.4	99.2
R7.6.16	7.0	3,900	4,100	7,900	670	110	240	31.4	62.1	93.5
R7.6.17	7.0	4,500	5,100	10,000	1,100	160	210	27.5	73.5	101
R7.6.23	6.9	4,200	4,200	9,300	800	120	220	30.3	74.9	105.2
R7.6.24	6.8	5,800	4,200	10,000	770	110	210	28.5	76.7	105.2
R7.6.30	7.3	3,800	4,400	9,700	940	140	330	53.4	81.9	135.3
R7.7.1	7.0	4,600	4,000	8,800	870	120	310	48.7	75.5	124.2
R7.7.7	6.8	4,100	4,300	8,600	880	130	280	23.3	59.6	82.9
R7.7.8	6.8	4,600	4,100	8,500	820	120	250	25.6	64.9	90.5
R7.7.14	6.8	3,800	4,000	8,200	710	100	180	29.1	49.4	78.5
R7.7.15	7.1	4,600	4,500	10,000	890	120	320	26.1	53.4	79.5
R7.7.22	7.1	3,700	4,300	9,700	840	140	160	8.9	55.1	64
R7.7.23	7.1	3,700	4,800	11,000	1,000	220	170	25.2	89	114.2
R7.7.28	7.1	3,000	3,000	6,300	690	98	260	31.8	47.7	79.5
R7.7.29	7.1	4,300	3,500	7,200	660	100	230	31	60.5	91.5

\* 試料採取日を含め過去3日間の搬入量（搬入量合計が0kL/日の日を除く。）の平均値

### (3) 農業集落排水施設汚泥の実態調査

農業集落排水施設ごとの農業集落排水施設汚泥の分析結果は、表3.2.2に示すとおりである。

農業集落排水施設汚泥は、検体数が1施設につき1検体であること、施設により汚泥の引抜先（汚泥貯留槽又は汚泥濃縮槽）が異なること等により、統計処理を行うことは困難であるため、参考値として取り扱う。よって、性状設定にはこれらの分析結果は用いず、農業集落排水施設汚泥を含めて浄化槽汚泥として設定する。

表3.2.2 試料採取時における農業集落排水施設汚泥の性状

施設名	採取日	p H (-)	B O D (mg/L)	C O D (mg/L)	S S (mg/L)	T - N (mg/L)	T - P (mg/L)	C l <sup>-</sup> (mg/L)
北側根地区	R7.7.9	6.8	1,100	7,800	19,000	1,400	260	45
安居地区	R7.7.9	4.9	590	3,400	7,200	620	110	31
枝折川地区	R7.7.10	4.0	240	5,100	11,000	900	210	41
岩間南部地区	R7.7.10	5.0	340	5,200	13,000	1,100	370	29
友部北部地区	R7.7.15	6.9	2,000	4,500	11,000	980	180	40
市原地区	R7.7.15	7.2	890	2,600	6,300	470	100	30
飯沼地区	R7.7.16	7.0	2,100	8,200	18,000	1,300	190	34
潤沼南地区	R7.7.16	6.9	3,700	11,000	25,000	1,800	340	38
下石崎地区	R7.7.16	7.9	2,100	7,500	19,000	1,400	260	44
逆川地区	R7.7.16	7.6	1,900	6,200	14,000	1,200	210	43

## 2. 試料採取時における搬入し尿及び搬入浄化槽汚泥性状の設定

試料採取時における搬入混合物性状、搬入量及び搬入し尿及び搬入浄化槽汚泥性状の全国集計値から試料採取時における搬入し尿及び搬入浄化槽汚泥性状を推計する。

搬入し尿及び搬入浄化槽汚泥性状の推計手順は図3.2.2に、搬入し尿及び搬入浄化槽汚泥性状の推計結果は表3.2.3に示すとおりである。

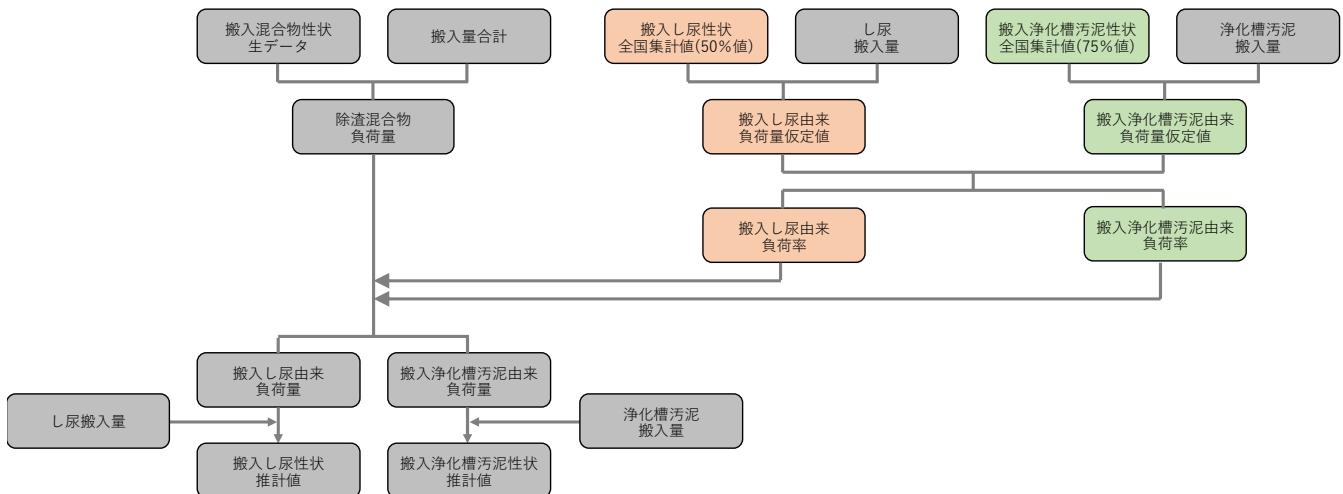


図3.2.2 搬入し尿及び搬入浄化槽汚泥性状の推計手順

表3.2.3 搬入し尿及び搬入浄化槽汚泥性状の推計結果

年月日	し尿						浄化槽汚泥					
	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	C <sup>-1</sup> (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	C <sup>-1</sup> (mg/L)
R7.5.26	5,600	3,600	5,700	1,200	140	500	3,600	4,400	9,600	450	90	64
R7.5.28	6,900	4,700	7,800	1,500	170	590	4,500	5,600	13,000	570	110	76
R7.6.2	5,000	3,100	4,400	1,500	110	560	3,200	3,700	7,400	550	68	69
R7.6.3	6,500	3,900	5,800	1,400	150	750	4,300	4,700	9,900	530	90	93
R7.6.9	5,400	3,300	5,700	1,400	180	640	3,600	4,100	9,600	530	110	79
R7.6.10	5,300	4,200	7,100	1,400	180	550	3,400	5,000	12,000	510	110	69
R7.6.16	5,100	3,700	5,400	1,100	150	570	3,300	4,300	9,200	430	92	71
R7.6.17	5,900	4,500	6,600	2,000	220	580	4,000	5,300	11,000	760	140	72
R7.6.23	7,700	3,700	6,600	1,400	150	580	5,100	4,400	11,000	530	94	72
R7.6.24	7,700	3,700	6,600	1,400	150	580	5,100	4,400	11,000	530	94	72
R7.6.30	4,800	3,900	6,900	1,500	180	700	3,100	4,700	12,000	570	110	87
R7.7.1	5,900	3,600	6,300	1,400	160	660	3,800	4,300	10,000	530	97	82
R7.7.7	5,400	3,700	5,800	1,600	180	760	3,600	4,500	9,700	600	110	94
R7.7.8	6,200	3,600	5,700	1,500	160	670	4,000	4,300	9,600	560	100	84
R7.7.14	4,800	3,600	5,800	1,200	130	400	3,200	4,300	9,600	440	82	51
R7.7.15	6,000	4,000	7,000	1,500	160	770	3,900	4,800	11,000	580	100	100
R7.7.22	5,300	3,700	6,300	1,800	210	640	3,400	4,400	10,000	680	130	82
R7.7.23	5,000	4,100	7,500	1,900	320	530	3,300	5,000	12,000	730	190	68
R7.7.28	3,800	2,700	4,600	1,100	130	550	2,500	3,200	7,500	410	77	69
R7.7.29	5,600	3,100	5,100	1,100	140	540	3,600	3,700	8,300	430	82	70

### 3. 搬入し尿及び搬入浄化槽汚泥性状の基礎統計量

し尿及び浄化槽汚泥の性状設定に用いる搬入物データは、正規性の検討、外れ値の検定・棄却等統計処理したデータとする。搬入し尿及び搬入浄化槽汚泥性状の基礎統計量は表3.2.4に示すとおりである。

表3.2.4 搬入し尿及び搬入浄化槽汚泥の性状分析結果

分析項目	データ数	平均値	50%値	75%値	最大値	最小値
搬入し尿	BOD	20	5,700	5,500	6,100	7,700
	COD	20	3,700	3,700	3,900	4,700
	SS	20	6,100	6,100	6,700	7,800
	T-N	20	1,400	1,400	1,500	2,000
	T-P	19	160	160	180	220
	Cl <sup>-</sup>	20	610	580	660	770
搬入浄化槽汚泥	BOD	20	3,700	3,600	4,000	5,100
	COD	20	4,500	4,400	4,700	5,600
	SS	20	10,000	10,000	11,000	13,000
	T-N	20	550	530	570	760
	T-P	19	99	97	110	140
	Cl <sup>-</sup>	20	76	72	83	100

#### 4. 全国のし尿及び浄化槽汚泥の性状

計画・設計要領には、し尿等の搬入物及び除渣後の性状が示されている。全国のし尿及び搬入浄化槽の性状は、表3.2.5に示すとおりである。

表3.2.5 全国の搬入し尿及び搬入浄化槽汚泥の性状

##### 【し尿】

項目	試料数	平均値	中央値 (50%値)	最大値	最小値	標準偏差	75%値
p H (−)	133	7.5	7.6	8.7	5.7	0.51	7.9
B O D (mg/L)	128	5,800	5,200	18,000	1,600	2,800	7,300
C O D (mg/L)	124	3,500	3,400	8,800	1,100	1,500	4,200
S S (mg/L)	126	6,200	6,000	17,000	920	3,500	8,400
T − N (mg/L)	130	1,900	1,900	3,400	250	660	2,400
T − P (mg/L)	63	210	180	570	66	110	260
C l <sup>−</sup> (mg/L)	124	1,500	1,500	3,700	490	600	1,900

##### 【搬入浄化槽汚泥】

項目	試料数	平均値	中央値 (50%値)	最大値	最小値	標準偏差	75%値
p H (−)	131	6.7	6.8	8.2	4.8	0.56	7.0
B O D (mg/L)	122	2,500	2,200	7,100	180	1,700	3,400
C O D (mg/L)	126	3,000	2,900	7,600	240	1,800	4,100
S S (mg/L)	127	7,200	6,600	17,000	300	4,400	10,000
T − N (mg/L)	126	540	490	1,400	57	310	720
T − P (mg/L)	63	95	76	300	22	65	110
C l <sup>−</sup> (mg/L)	124	170	110	930	22	150	190

※汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2021改訂版 (公社) 全国都市清掃会議

#### 5. 計画施設における搬入し尿及び搬入浄化槽汚泥の性状設定

本計画においては、今回試料採取した搬入し尿及び浄化槽汚泥の性状を統計処理した推計値を搬入し尿及び浄化槽汚泥の性状と設定する。設定に当たっては、し尿が非超過確率50%値、浄化槽汚泥が非超過確率75%を用いるものとする。

これらの設定結果は、表3.2.6に示すとおりである。

表3.2.6 搬入し尿及び浄化槽汚泥の性状 (設定値)

項目	搬入し尿	搬入浄化槽汚泥
p H (−)	7.6	7.0
B O D (mg/L)	5,500	4,000
C O D (mg/L)	3,700	4,700
S S (mg/L)	6,100	11,000
T − N (mg/L)	1,400	570
T − P (mg/L)	160	110
C l <sup>−</sup> (mg/L)	580	83

### 第3節 公害防止基準の調査・設定と基本対策

#### 1. 関係法令の概要

主な環境関連法令は、図3.3.1に示すとおりである。

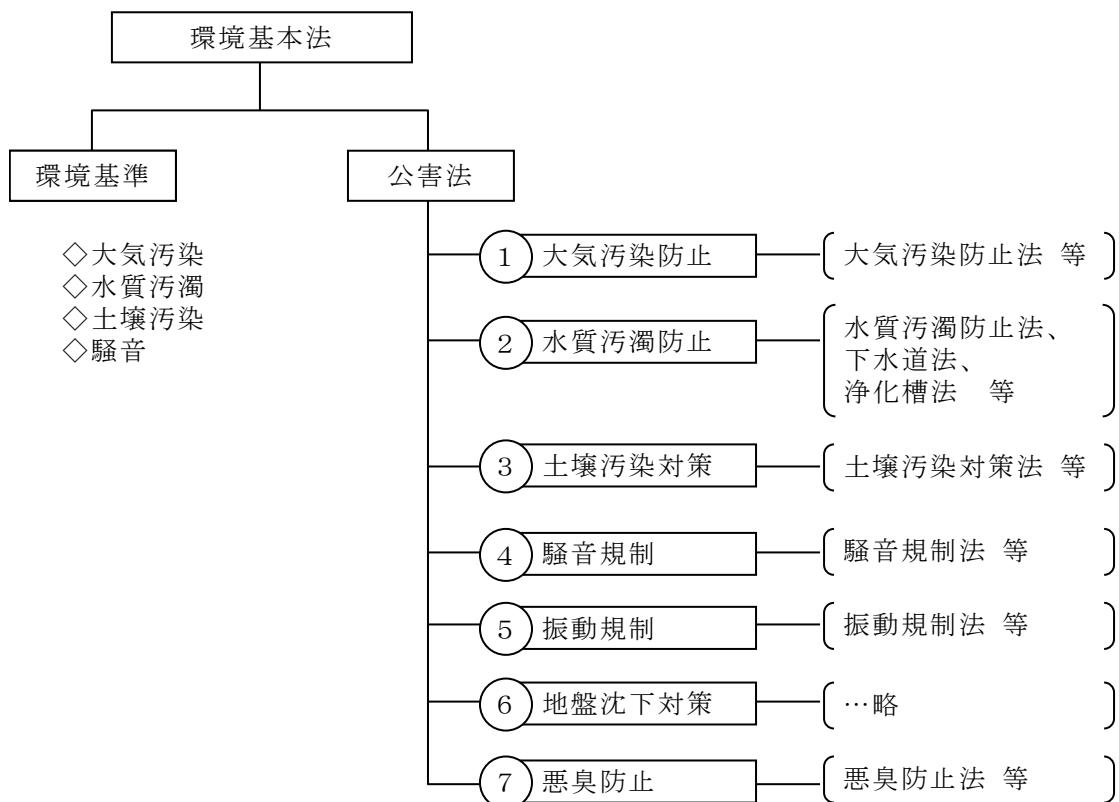


図3.3.1 環境関連法令の体系

計画施設に関連する大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音及び振動について、以下に規制の状況等を示す。

#### 2. 大気汚染に係る規制基準

##### (1) 大気汚染防止法による規制基準

大気汚染防止法による規制の概要是、図3.3.2に示すとおりである。

本計画施設では、規制の対象となる可能性があるボイラー、乾燥炉、廃棄物焼却炉及びガス機関を設置しないため、大気汚染防止法は適用されない。

◇規制対象物質：ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん

◇ばい煙規制

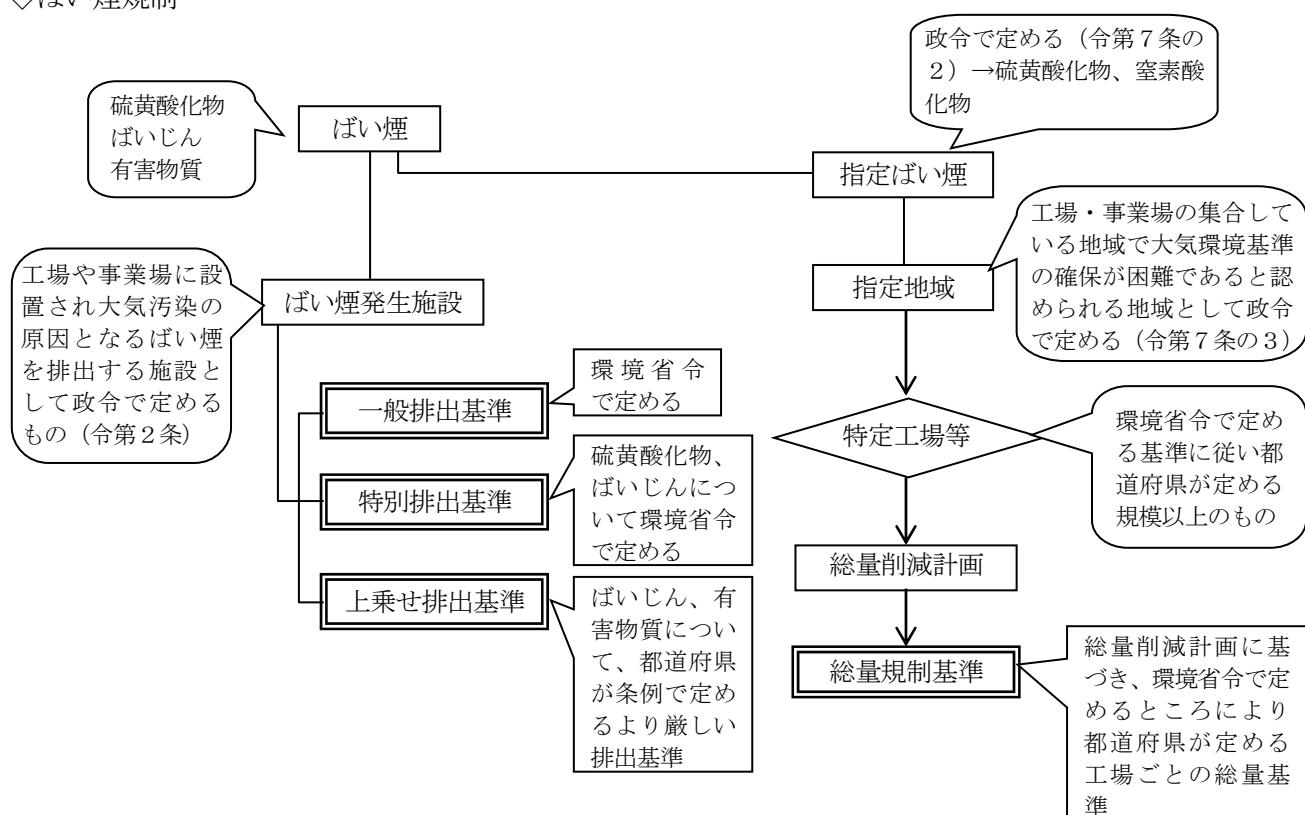


図3.3.2 大気汚染防止法による規制の概要

### (2) ダイオキシン類対策特別措置法による排出基準

計画施設では、廃棄物焼却炉を設置しないため、ダイオキシン特措法は適用されない。

### (3) 茨城県生活環境の保全等に関する条例による規制基準

茨城県では、「茨城県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）（平成17年3月24日茨城県条例第9号）」によりばい煙特定施設を設置する工場等に係るばい煙の排出基準を定めている。県条例施行規則別表第1ではばい煙特定施設、別表第2では規制基準を規定している。本計画施設は、県条例による規制の対象外である。

### 3. 水質汚濁に係る排水基準

#### (1) 水質汚濁防止法による規制基準

水質汚濁防止法による規制の概要は、図3.3.3に示すとおりである。

◇規制：排水規制、地下浸透規制

◇排水規制

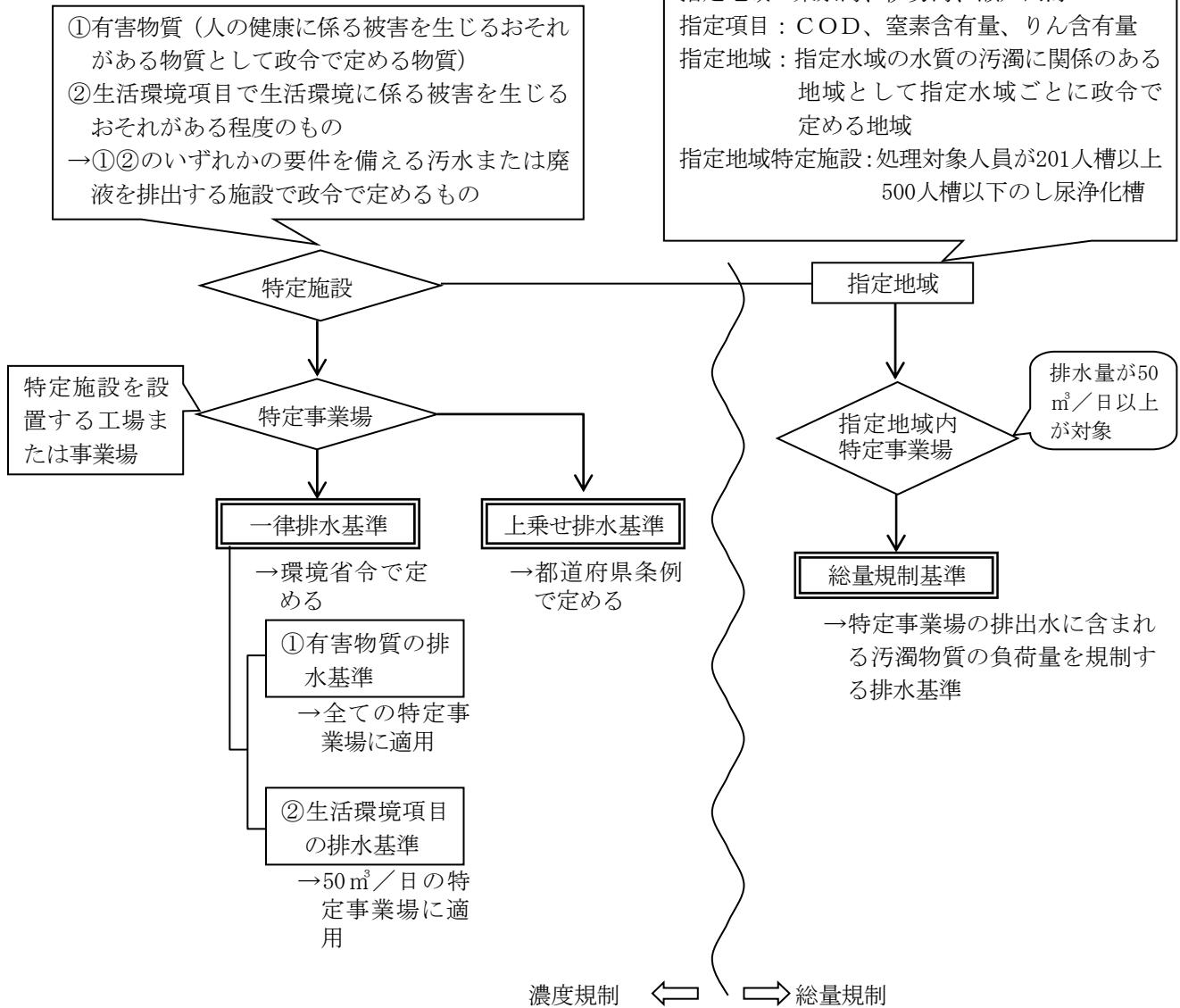


図3.3.3 水質汚濁防止法による規制の概要

#### ア. 一律排水基準

水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づき、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）で全国一律排水基準を定めている。この基準は、環境基準と同様に「人の健康の保護に係る項目」と「生活環境の保全に係る項目」とがある（表3.3.1～表3.3.2参照）。

表3.3.1 排水基準を定める省令別表第I（人の健康の保護に係る項目）

[一律基準]

有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして	0.03 mg/L
シアン化合物	シアンとして	1 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)		1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛として	0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロムとして	0.2 mg/L
ヒ素及びその化合物	ヒ素として	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (P C B)		0.003 mg/L
トリクロロエチレン		0.1 mg/L
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L
ジクロロメタン		0.2 mg/L
四塩化炭素		0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン		0.04 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン		1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン		3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L
チウラム		0.06 mg/L
シマジン		0.03 mg/L
チオベンカルブ		0.2 mg/L
ベンゼン		0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレンとして	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10 mg/L
	海域に排出されるもの	230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8 mg/L
	海域に排出されるもの	15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100 mg/L
1, 4-ジオキサン		0.5 mg/L

昭和46年6月21日総理府令第35号

## 備考

- 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- ヒ素及びその他の化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間適用しない。

表3.3.2 排水基準を定める省令別表第2（生活環境の保全に係る項目）

[一律基準]

項目	許容限度		
水素イオン濃度 (pH)	海域以外に排出 5.8~8.6 海域に排出 5.0~9.0		
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L	(日間平均)	120 mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L	(日間平均)	120 mg/L
浮遊物質量 (SS)	200 mg/L	(日間平均)	150 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量			
(鉱油類含有量)	5 mg/L		
(動植物油脂類含有量)	30 mg/L		
フェノール類含有量	5 mg/L		
銅含有量	3 mg/L		
亜鉛含有量	2 mg/L		
溶解性鉄含有量	10 mg/L		
溶解性マンガン含有量	10 mg/L		
クロム含有量	2 mg/L		
大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL		
窒素含有量	120 mg/L	(日間平均)	60 mg/L
りん含有量	16 mg/L	(日間平均)	8 mg/L

昭和46年6月21日総理府令第35号

- 「日間平均」における許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法令施行令の一部を改正する政令の施行の際に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排出基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 燐含有量についての排出基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

イ. 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例による排出基準（上乗せ排水基準）

整備予定地周辺の河川に適用される上乗せ排水基準（し尿処理施設を設置するもの）は表3.3.3に示すとおりである。

表3.3.3 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例別表第2（抜粋）（上乗せ排水基準）

有害物質の種類	排水基準	
	日間平均	最大
生物化学的酸素要求量	20mg/L	—
化学的酸素要求量	20mg/L	—
浮遊物質量	40mg/L	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	—	—
フェノール類含有量	—	—
溶解性マンガン含有量	—	—
クロム含有量	—	—
シアノ化合物	—	—

ウ. 総量規制基準

整備予定地周辺地域は、総量規制指定水域及び総量規制指定地域に該当しない。

（2）ダイオキシン類対策特別措置法による排出基準

計画施設では、廃棄物焼却炉を設置しないため、ダイオキシン特措法は適用されない。

（3）し尿処理施設の放流水質基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条第2項においては、し尿処理施設の放流水質を表3.3.4に示すとおり規定している。

表3.3.4 廃棄物処理法施行規則第4条第2項

項目	基準値	
BOD	日間平均	20 mg/L 以下
SS	日間平均	70 mg/L 以下
大腸菌数	日間平均	800 CFU/mL 以下

注)汚泥再生処理センターは、法の規定上し尿処理施設である。

#### (4) 汚泥再生処理センター性能指針に示された放流水質

汚泥再生処理センター性能指針において、放流水質は、表3.3.5に示すとおり定められている。

表3.3.5 汚泥再生処理センター性能指針に示された放流水質

項目	基準値	
BOD	日間平均	10 mg/L 以下
COD	日間平均	35 mg/L 以下
SS	日間平均	20 mg/L 以下
T-N	日間平均	20 mg/L 以下
T-P	日間平均	1 mg/L 以下

平成12年10月6日生衛発第1517号、厚生省生活衛生局水道環境部長通知

#### (5) 県条例による排出基準

茨城県では、県条例により排水特定施設を設置する工場等に係る排出水の排水基準を定めている。し尿処理施設は、排水特定施設として指定されていないため、県条例による排水基準の適用を受けない。

#### (6) 本計画に係る水質汚濁に係る水質汚濁の規制基準等

本計画施設に係る水質汚濁の規制基準等をまとめると、表3.3.6に示すとおりである。

表3.3.6 計画施設に係る水質汚濁の規制基準等

項目	基準値		
p H	5.8～8.6		
B O D	日間平均	10	mg/L以下
C O D	日間平均	20	mg/L以下
S S	日間平均	20	mg/L以下
T - N	日間平均	20	mg/L以下
T - P	日間平均	1	mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質			
鉱油類		5	mg/L以下
動植物油脂類		30	mg/L以下
フェノール類		5	mg/L以下
C u	C uとして	3	mg/L以下
Z n	Z nとして	2	mg/L以下
溶解性F e	F eとして	10	mg/L以下
溶解性M n	M nとして	10	mg/L以下
C r	C rとして	2	mg/L以下
大腸菌数	日間平均	800	CFU/mL以下
C d及びその化合物	C dとして	0.03	mg/L以下
C N化合物	C Nとして	1	mg/L以下
org-P化合物		1	mg/L以下
P b及びその化合物	P bとして	0.1	mg/L以下
C r <sup>6+</sup> 及びその化合物	C r <sup>6+</sup> として	0.2	mg/L以下
A s及びその化合物	A sとして	0.1	mg/L以下
Hg及びR-Hgその他のHg化合物	Hgとして	0.005	mg/L以下
R-Hg化合物	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル(P C B)		0.003	mg/L以下
トリクロロエチレン		0.1	mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.1	mg/L以下
ジクロロメタン		0.2	mg/L以下
四塩化炭素		0.02	mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン		0.04	mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン		1	mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4	mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン		3	mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06	mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン		0.02	mg/L以下
チウラム		0.06	mg/L以下
シマジン		0.03	mg/L以下
チオベンカルブ		0.2	mg/L以下
ベンゼン		0.1	mg/L以下
セレン及びその化合物		0.1	mg/L以下
ほう素及びその化合物		10	mg/L以下
ふつ素及びその化合物		8	mg/L以下
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100	mg/L以下
1, 4-ジオキサン		0.5	mg/L以下

## 4. 騒音に係る規制基準

### (1) 騒音規制法における規制基準

騒音規制法による規制の概要は、図3.3.4に示すとおりである。

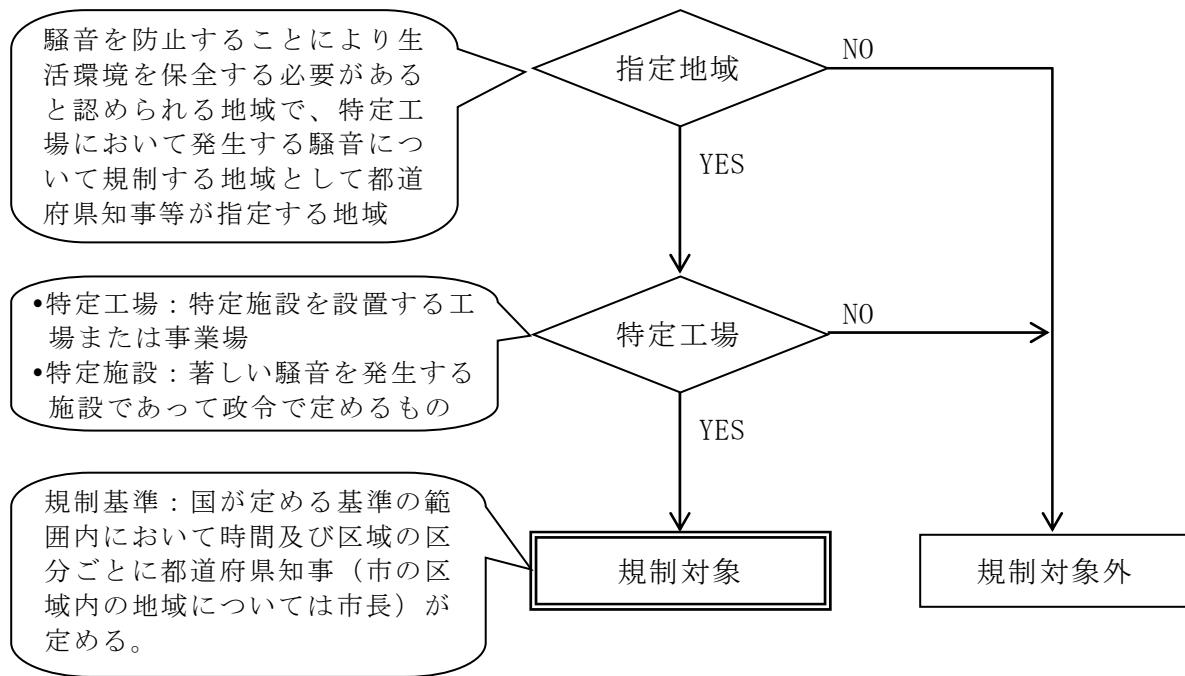


図3.3.4 騒音規制法による規制の概要

### (2) 茨城町告示による規制基準

茨城町では、騒音規制法第3条及び第4条に基づき、平成27年7月1日茨城町告示第73号により、地域指定を行い、規制地域について時間の区分、区域の区分ごとに適用する規制基準を定めている（表3.3.7～表3.3.8参照）。整備予定地周辺は、用途地域の定めのない地域であるため、第3種区域の適用を受ける。

表3.3.7 特定工場等において発生する騒音について規制する地域（茨城町告示）

町の都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く全域

表3.3.8 特定工場等において発生する騒音についての規制基準（抜粋）（茨城町告示）

時間の区分 区域の区分	昼間	朝夕	夜間
	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前6時まで
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次に定める区域とする。

- (1) 第1種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域として定められた区域
  - (2) 第2種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域
  - (3) 第3種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域並びに用途地域の指定のない区域
  - (4) 第4種区域：工業地域として定められた区域
- 2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベルを減じた値とする。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
  - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
  - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

### （3）県条例による規制基準

茨城県では、県条例により騒音特定施設を設置する工場等及び特定建設作業に係る騒音の規制基準を定めている。別表第10の1で騒音規制基準を規定している（表3.3.9参照）。整備予定地周辺は、第3種区域の規制基準が適用される。

表3.3.9 県条例別表第10の1（抜粋）（騒音規制基準）

時間の区分 区域の区分	昼間	朝夕	夜間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時 まで
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第5種区域	75 デシベル	75 デシベル	65 デシベル

備考2・5～7 略

3 第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域及び第5種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域
- (2) 第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
- (3) 第3種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域びに用途地域の指定のない地域
- (4) 第4種区域：工業地域
- (5) 第5種区域：工業専用地域

4 第5号区域についての規制基準は、第5種区域から他の区域に排出される場合にのみ適用されるものとする。

#### （4）茨城県環境保全条例による規制基準

「茨城町環境保全条例」（以下「町条例」という。）において、「町条例に定めるもののほか、必要な規制基準は、県条例を適用する」と規定している。

#### （5）計画施設に係る騒音の規制基準

計画施設に係る騒音の規制基準をまとめると、表3.3.10に示すとおりである。

表3.3.10 本計画施設に係る騒音の規制基準

時間帯	基準値
朝夕（6～8時、18～21時）	60デシベル
昼間（8～18時）	65デシベル
夜間（21～翌日の6時）	50デシベル

## 5. 振動に係る基準

### (1) 振動規制法による規制基準

振動規制法による規制の概要は、図3.3.5に示すとおりである。

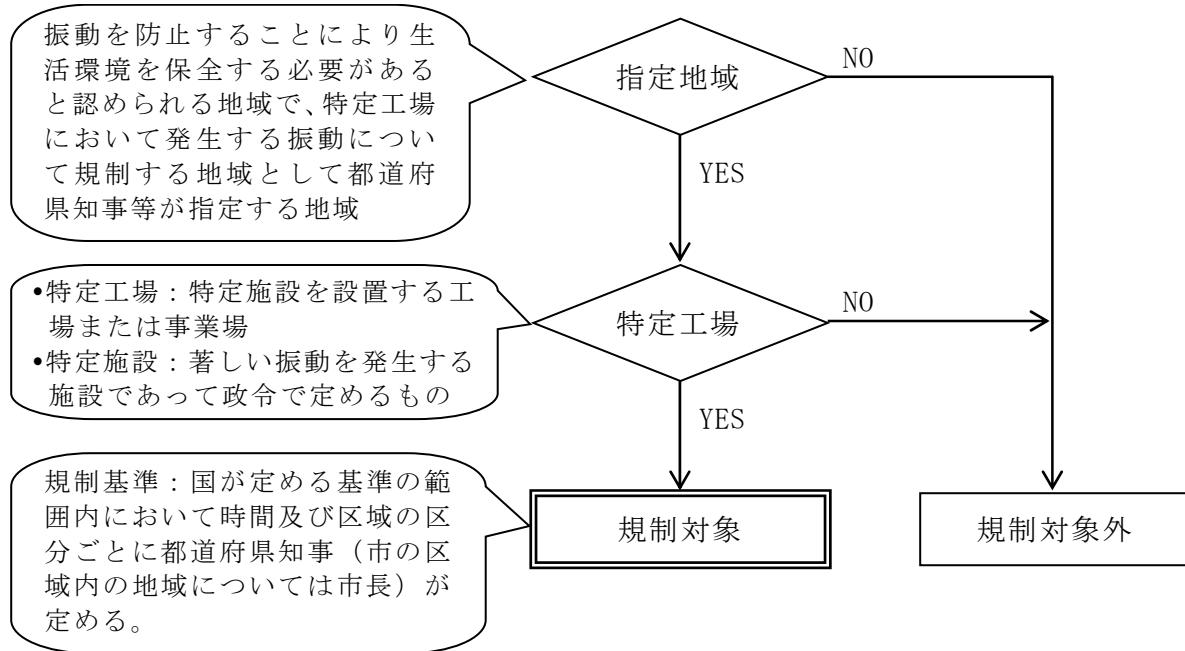


図3.3.5 振動規制法による規制の概要

### (2) 茨城町告示による規制基準

茨城町では、振動規制法規制法第3条及び第4条に基づき、平成27年7月1日茨城町告示第76号により、地域指定を行い、規制地域について時間の区分、区域の区分ごとに適用する規制基準を定めている（表3.3.11～表3.3.12参照）。整備予定地周辺は、用途地域の定めのない地域であるため第2種区域の適用を受ける。

表3.3.11 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域

(茨城町告示)

町の都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く全域

表3.3.12 特定工場等において発生する振動についての規制基準（抜粋）（茨城町告示）

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前6時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前6時まで
第1種区域	65 デシベル	55 デシベル
第2種区域	70 デシベル	60 デシベル

備考1 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次に定める区域とする。

(1) 第1種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域

(2) 第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域ならびに用途地域の指定のない区域

2 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

### （3）県条例による規制基準

茨城県では、県条例により振動特定施設を設置する工場等に係る振動の規制基準を定めている。県条例施行規則別表第9の2では振動特定施設を規定し、県条例施行規則別表第10の2では振動規制基準を規定している。本計画施設は、県条例による規制の対象外である。

### （4）町条例による規制基準

町条例において「町条例に定めるもののほか、必要な規制基準は、県条例を適用する」と規定している。

### （5）計画施設に係る振動の規制基準

計画施設に係る振動の規制基準をまとめると、表3.3.13に示すとおりである。

表3.3.13 本計画施設に係る振動の規制基準

時間帯	基準値
昼間（6～19時）	70デシベル
夜間（19～翌日の6時）	60デシベル

## 6. 悪臭に係る基準

### (1) 悪臭防止法による規制基準

悪臭防止法による規制の概要は、図3.3.6に示すとおりである。

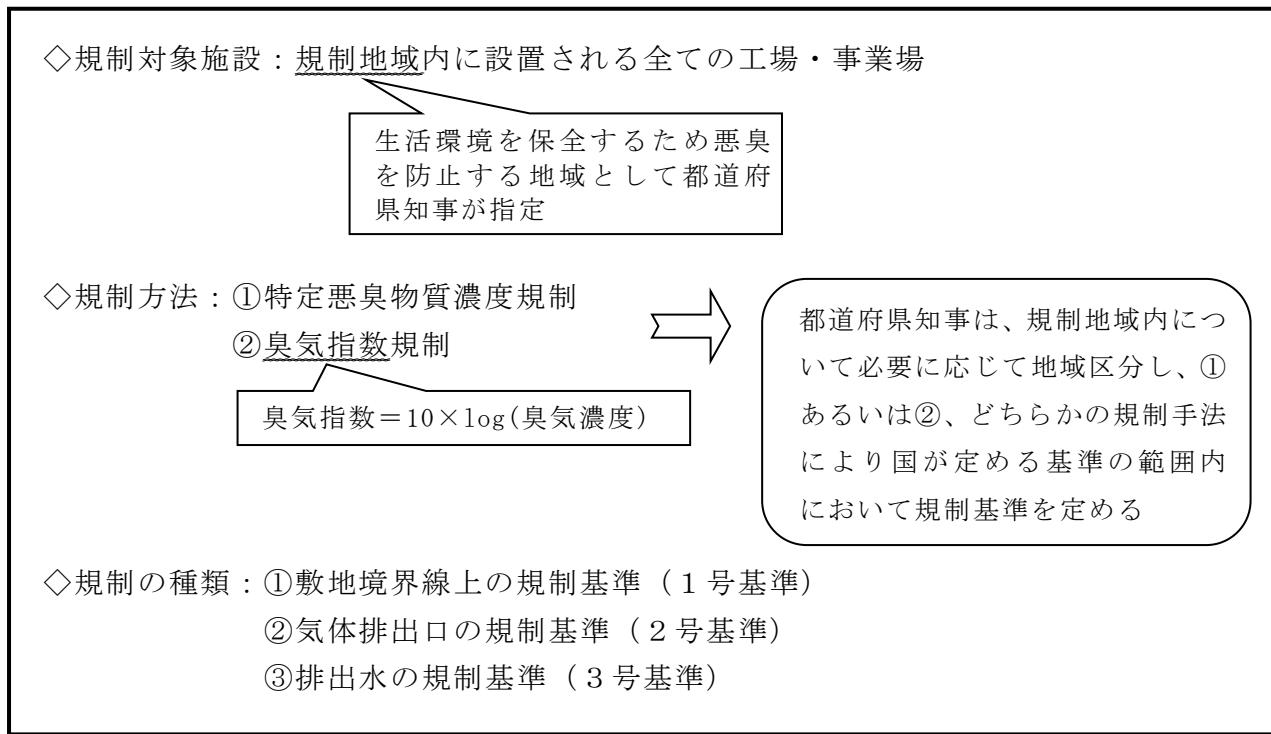


図3.3.6 悪臭防止法による規制の概要

### (2) 茨城町告示による規制基準

茨城町では、悪臭防止法第3条及び悪臭防止法第4条第1項の規定に基づき、「悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準」(平成24年3月29日茨城町告示第332号)により、地域指定(表3.3.14参照)を行い、その規制地域について適用する規制基準を定めている(表3.3.15参照)。整備予定地周辺は、農業振興地域であるためA区域の適用を受ける。

表3.3.14 悪臭物質の排出を規制する地域の範囲

地域の区分	規制地域
A区域	都市計画法第7条第1項の規定により市街化区域として定められた区域

表3.3.15(1) 悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準（敷地境界線）

特定悪臭物質の種類	A区域	
アンモニア	1	ppm
メチルメルカプタン	0.002	ppm
硫化水素	0.02	ppm
硫化メチル	0.01	ppm
二硫化メチル	0.009	ppm
トリメチルアミン	0.005	ppm
アセトアルデヒド	0.05	ppm
プロピオノンアルデヒド	0.05	ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ppm
イソブチルアルデヒド	0.02	ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	ppm
イソバレルアルデヒド	0.003	ppm
イソブタノール	0.9	ppm
酢酸エチル	3	ppm
メチルイソブチルケトン	1	ppm
トルエン	10	ppm
スチレン	0.4	ppm
キシレン	1	ppm
プロピオノン酸	0.03	ppm
ノルマル酪酸	0.001	ppm
ノルマル吉草酸	0.0009	ppm
イソ吉草酸	0.001	ppm

表3.3.15(2) 悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準（排出口）

敷地境界線の地表における臭気濃度を用いて、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出した特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオノン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量の許容限度とする。

表3.3.15(3) 悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準（排出水）

敷地境界線の地表における臭気濃度を用いて、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオナルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの排出水中の濃度の許容限度とする。

### （3）県条例による規制基準

茨城県では、県条例により悪臭特定施設を設置する工場等に係る悪臭管理基準を定めている。県条例別表第13では悪臭特定施設を規定している。また、県条例施行規則別表第14では悪臭管理基準を規定している。本計画施設は、県条例による規制の対象外である。

#### (4) 計画施設に係る悪臭の規制基準

計画施設に係る悪臭の規制基準をまとめると、表3.3.16に示すとおりである。

表3.3.16 計画施設に係る悪臭の規制基準

区分	特定悪臭物質	
敷地境界線の地表	アンモニア	1 ppm
	メチルメルカプタン	0.002 ppm
	硫化水素	0.02 ppm
	硫化メチル	0.01 ppm
	二硫化メチル	0.009 ppm
	トリメチルアミン	0.005 ppm
	アセトアルデヒド	0.05 ppm
	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm
	イソブチルアルデヒド	0.02 ppm
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm
	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm
	イソブタノール	0.9 ppm
	酢酸エチル	3 ppm
	メチルイソブチルケトン	1 ppm
	トルエン	10 ppm
	スチレン	0.4 ppm
	キシレン	1 ppm
	プロピオン酸	0.03 ppm
脱臭装置排出口	ノルマル酪酸	0.001 ppm
	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
	イソ吉草酸	0.001 ppm
排出水	敷地境界線の地表における臭気濃度を用いて、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た流量	
排出水	敷地境界線の地表における臭気濃度を用いて、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た濃度を許容限度とする。	

## 7. 規制基準のまとめ

計画施設に係る公害関連法令の規制基準等についてまとめると、以下に示すとおりとなる。

### (1) 放流水質基準値

項目	基準値
p H	5.8～8.6
B O D	日間平均 10mg/L以下
C O D	日間平均 20mg/L以下
S S	日間平均 20mg/L以下
T - N	日間平均 20mg/L以下
T - P	日間平均 1mg/L以下
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL以下
その他、表3.3.6に示す排水基準値	

### (2) 騒音基準値（敷地境界線において）

時間帯	基準値
朝夕（6～8時、18～21時）	60 dB以下
昼間（8～18時）	65 dB以下
夜間（21時～翌日の6時）	50 dB以下

### (3) 振動基準値（敷地境界線において）

時間帯	基準値
昼間（6～21時）	70 dB以下
夜間（21～翌日の6時）	60 dB以下

(4) 悪臭基準値

区分	基準値	
敷地境界線の地表	アンモニア	1 ppm
	メチルメルカプタン	0.002 ppm
	硫化水素	0.02 ppm
	硫化メチル	0.01 ppm
	二硫化メチル	0.009 ppm
	トリメチルアミン	0.005 ppm
	アセトアルデヒド	0.05 ppm
	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm
	イソブチルアルデヒド	0.02 ppm
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm
	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm
	イソブタノール	0.9 ppm
	酢酸エチル	3 ppm
	メチルイソブチルケトン	1 ppm
	トルエン	10 ppm
	スチレン	0.4 ppm
	キシレン	1 ppm
	プロピオン酸	0.03 ppm
脱臭装置排出口	ノルマル酪酸	0.001 ppm
	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
	イソ吉草酸	0.001 ppm
排出水	敷地境界線の地表における臭気濃度を用いて、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た流量	
	敷地境界線の地表における臭気濃度を用いて、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た濃度を許容限度とする。	

## 8. 計画施設の性能（案）

計画施設に係る性能は、公害関連法令の規制基準の他、周辺住民への配慮等を勘案して設定することとなる。以下に計画施設の性能（案）を示す。

### （1）放流水質

p H	5.8～8.6
B O D	10mg/L 以下
C O D	20mg/L 以下
S S	20mg/L 以下
T - N	20mg/L 以下
T - P	1mg/L 以下
色度	30度以下
大腸菌数	800CFU/mL 以下

その他の排水基準値

### （2）騒音（敷地境界線）

朝夕（6～8時、18～21時）	60 dB以下
昼間（8～18時）	65 dB以下
夜間（21～翌日の6時）	50 dB以下

### （3）振動（敷地境界線）

昼間（6～21時）	70 dB以下
夜間（21～翌日の6時）	60 dB以下

### （4）悪臭

悪臭防止法の規制基準に、臭気指数による規制を追加する。

#### ア. 敷地境界線の地表

臭気指数	10	以下
アンモニア	1	ppm以下
メチルメルカプタン	0.002	ppm以下
硫化水素	0.02	ppm以下
硫化メチル	0.01	ppm以下
二硫化メチル	0.009	ppm以下
トリメチルアミン	0.005	ppm以下
アセトアルデヒド	0.05	ppm以下

プロピオンアルデヒド	0.05	ppm以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ppm以下
イソブチルアルデヒド	0.02	ppm以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	ppm以下
イソバレルアルデヒド	0.003	ppm以下
イソブタノール	0.9	ppm以下
酢酸エチル	3	ppm以下
メチルイソブチルケトン	1	ppm以下
トルエン	10	ppm以下
スチレン	0.4	ppm以下
キシレン	1	ppm以下
プロピオン酸	0.03	ppm以下
ノルマル酪酸	0.001	ppm以下
ノルマル吉草酸	0.0009	ppm以下
イソ吉草酸	0.001	ppm以下

#### イ. 脱臭装置排出口

敷地境界線の地表における値を用いて、悪臭防止法に定める方法により算出した値

#### ウ. 排出水

敷地境界線の地表における値を用いて、悪臭防止法に定める方法により算出した値